平成２２年（フ）第３９号
広島県福山市駅家町大字法成寺2615番地６
債務者　能宗　綾子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４２８号
徳島県徳島市北島田町２丁目30番地の１
債務者　中川久美子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
愛媛県宇和島市明倫町２丁目４番１号
債務者　山口　三雄
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３３０号
佐賀県佐賀市多布施４丁目３番38―２号
債務者　西岡メリー　パナホンこと　ＮＩＳＨＩＯＫＡ　ＭＥＲＬＥ　ＰＡＮＡＨＯＮ
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
長崎県西海市西彼町平山郷2321番地１
債務者　森永麻依子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
大分市大字猪野957番地の３　ブルースカイワン明野301
債務者　柴山　清子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８９号
大分県宇佐市大字神子山新田39番地の２
債務者　大飛　祥子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０６号
宮崎県日向市大字日知屋8097番地７
債務者　黒田　敏治
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３０号
宮崎県延岡市川原崎町2123番地
債務者　永井　　修
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３５号
宮崎県日向市亀崎東２丁目74番地２
債務者　原口　昌代
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４１号
福島県郡山市富田町字向舘88番地
債務者　小川　陽子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
福島県郡山市中田町牛縊本郷字舘86番地
債務者　渡邊　文男
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
神奈川県横須賀市船越町６丁目33番地　宮崎ハイツＢ―201
債務者　河野　博史
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７４号
神奈川県横須賀市岩戸５丁目10番９号
債務者　林田　　愛
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８３号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目81番地
債務者　鈴木　英子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８５号
神奈川県横須賀市坂本町１丁目７番地10　プランヴェールⅠ号棟311
債務者　松山　幸子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２１２号
福井県吉田郡永平寺町谷口第12号32番地
債務者　山口　正彦
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
福井市毛矢２丁目10番27号
債務者　藤原　義一
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係